

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどりの里の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、日額3,000円の報酬を支払うことができる。ただし、同日に理事会又は評議員会に出席した場合であっても、報酬の額は日額3,000円とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、日額3,000円の報酬を支払うことができる。ただし、同日に理事会若しくは評議員会に出席した場合、又は、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても報酬の額は日額3,000円とする。

2 監事が理事会又は評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、日額3,000円の報酬を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第5条 評議員が評議員会又は理事会に出席したときは、日額3,000円の報酬を支払うことができる。ただし、同日に理事会又は評議員会に出席した場合であっても、報酬の額は日額3,000円とする。

(報酬等の支給の方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、毎月1日から起算し、末日に締め切って計算をし、翌月15日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成27年10月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月13日より適用する。